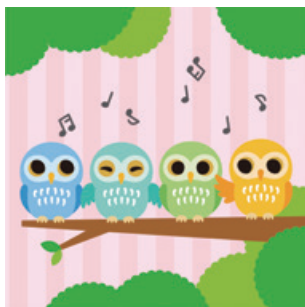


使用開始日
2023年8月11日



野村ワールドボンド・ファンド

ストップライン付き

野村ワールドボンド・ファンド

愛称：ほっとステップ

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2023年8月11日

野村ワールドボンド・ファンド

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (高位ヘッジ)

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：50兆6526億円（2023年5月31日現在）

この目論見書により行なう野村ワールドボンド・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月10日に関東財務局長に提出しており、2023年8月11日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

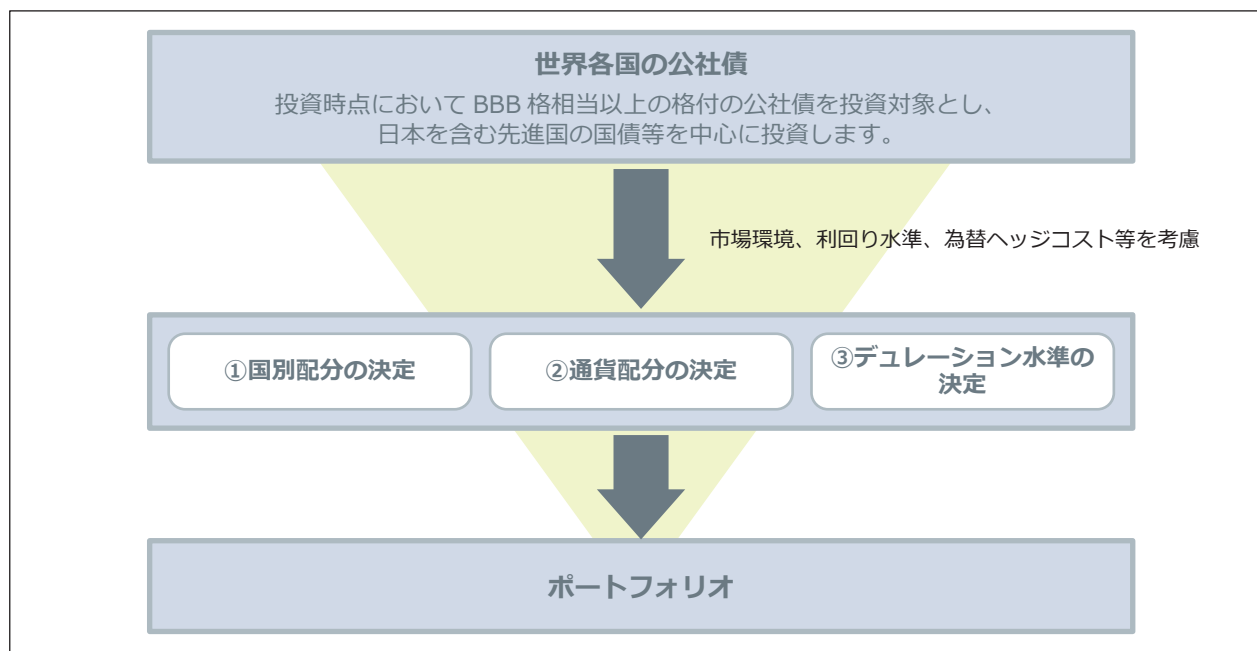
世界各国の公社債を実質的な主要投資対象^{*}とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「グローバル債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- 投資する公社債は、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有する公社債とし、日本を含む先進国の国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、地方債）を中心に投資します。
- 市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案して国別配分、通貨配分、デュレーションの水準を決定し、ポートフォリオを構築します。なお、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～8年の範囲内で調整します。

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

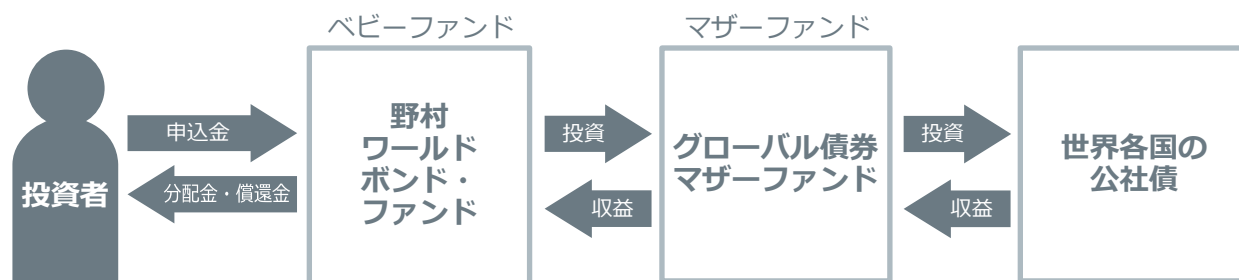
- 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- 実質組入外貨建資産については、円建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な円建資産の額）を、原則として信託財産の純資産総額の90%±10%程度に維持することを基本とします。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限る、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドでは、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、純資産総額の20%程度を上限として、投資する実質組入外貨建資産に対して為替ヘッジを行なわない場合がありますので為替変動リスクを完全に排除することを目指すものではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※流動性リスク管理について

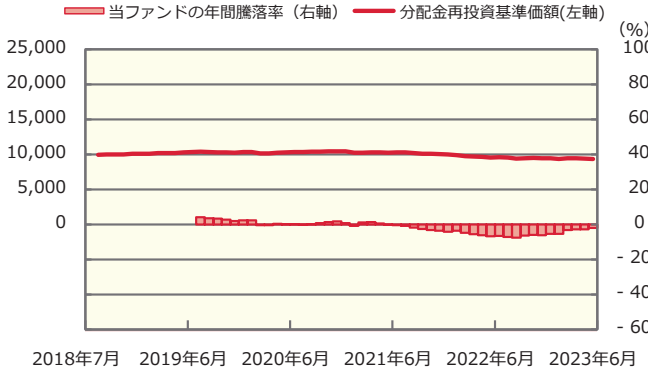
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



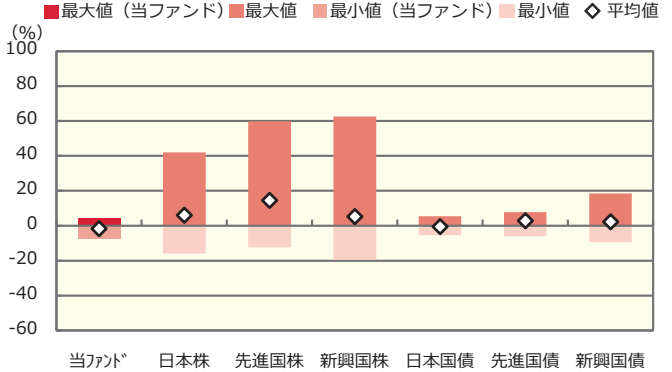
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2018年7月末～2023年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	4.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値 (%)	△ 7.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.7	6.0	14.5	5.3	△ 0.4	2.8	2.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2019年8月から2023年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年7月から2023年6月の5年間（当ファンドは2019年8月から2023年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

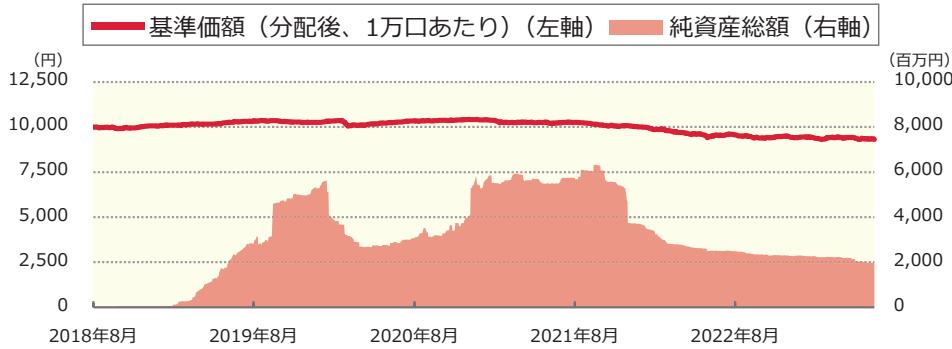
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持っており、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2023年6月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年5月	0 円
2022年5月	0 円
2021年5月	10 円
2020年5月	10 円
2019年5月	0 円
設定来累計	20 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

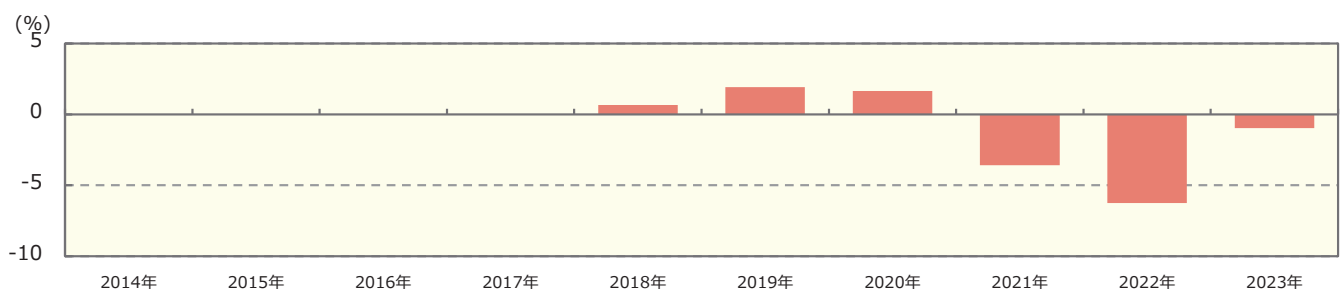
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	KOMMUNALBANKEN AS	特殊債券	8.9
2	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	特殊債券	7.9
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	6.9
4	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	6.7
5	BELGIUM KINGDOM	国債証券	5.1
6	US TREASURY N/B	国債証券	4.8
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	4.2
8	US TREASURY N/B	国債証券	3.6
9	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	3.4
10	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	3.4

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	オーストラリア	19.1
2	アメリカ	16.4
3	イタリア	10.1
4	メキシコ	6.9
5	スペイン	6.2

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2018年は設定日 (2018年8月17日) から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年8月11日から2024年8月9日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	スイッチングのお取り扱いのある販売会社では、「ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド」の換金代金をもって当ファンドへのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨークの銀行」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2028年5月15日まで（2018年8月17日設定）
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	1兆円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 *上記は2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取り扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	ありません										
信託財産留保額	ありません										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.023% (税抜年0.93%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分(税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td> <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p>年0.45%</p> </td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td> <p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p>年0.45%</p> </td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td> <p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p>年0.03%</p> </td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.023% (税抜年0.93%)	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	<p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p>年0.45%</p>	販売会社	<p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p>年0.45%</p>	受託会社	<p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p>年0.03%</p>
	信託報酬率		年1.023% (税抜年0.93%)								
	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	<p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p>年0.45%</p>								
		販売会社	<p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p>年0.45%</p>								
受託会社		<p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p>年0.03%</p>									
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>										



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年6月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2023年8月11日ストップライン付き
野村ワールドボンド・ファンド
愛称：ほっとステップ

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

〈照会先〉野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (高位ヘッジ)

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：50兆6526億円（2023年5月31日現在）

この目論見書により行なうストップライン付き野村ワールドボンド・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月10日に関東財務局長に提出しており、2023年8月11日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図るとともに、基準価額の下値抑制を目標に運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国の公社債ならびに残存期間の短いわが国の国債等を実質的な主要投資対象[※]とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、「グローバル債券マザーファンド」、「野村短期日本国債マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- 「グローバル債券マザーファンド」および「野村短期日本国債マザーファンド」を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図るとともに、基準価額の下値抑制を目標に運用を行ないます。
- ◆各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

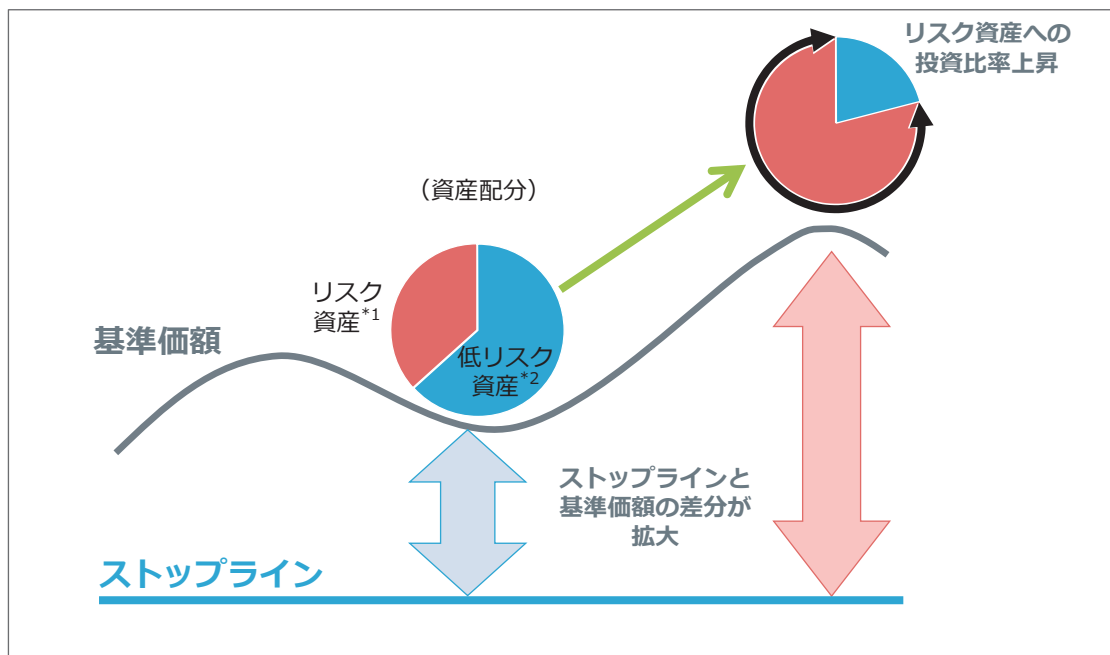


ファンドの目的・特色

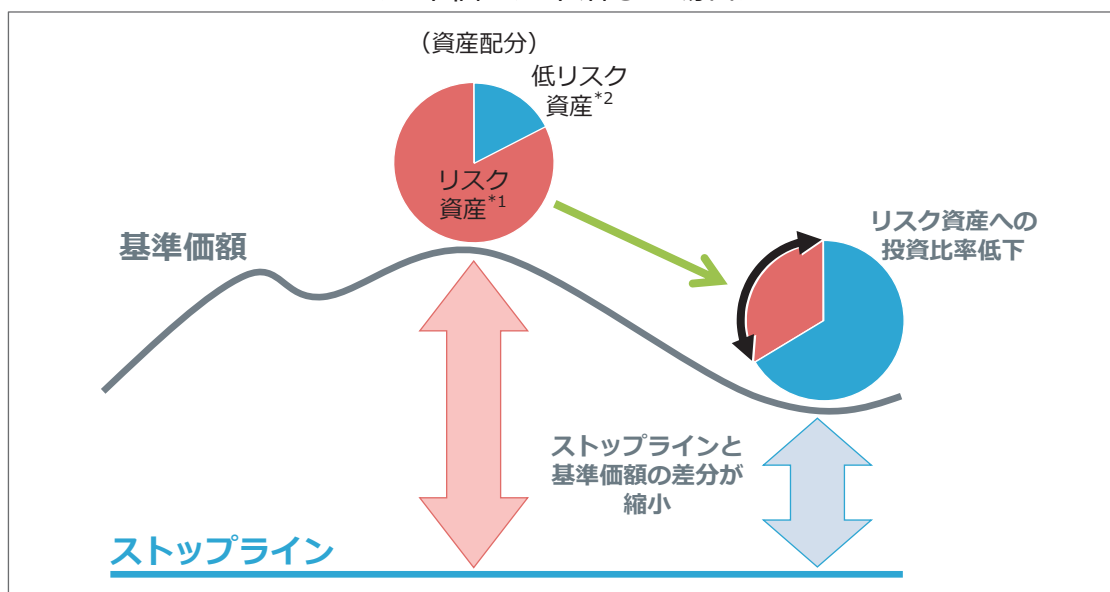
- 各マザーファンドへの投資配分比率は、ファンドの基準価額（1万口当たり。支払済みの分配金累計額は加算しません。）が予め定められた水準（「ストップライン」と呼びます。）を下回らないことを目標に、ファンドが実質的に保有する資産全体のリスク水準を考慮して決定します。
- ◆各マザーファンドへの投資配分比率の決定にあたっては、ファンドの基準価額が上昇した場合には「グローバル債券マザーファンド」の組入比率を引き上げ、ファンドの基準価額が下落した場合には「グローバル債券マザーファンド」の組入比率を引き下げることを基本とします。ただし、ファンドが実質的に保有する資産全体のリスク水準の変化も投資配分比率の決定に影響するため、上記のようにならない場合もあります。

■（参考）各マザーファンドへの投資配分比率の決定イメージ ■

<基準価額が上昇した場合>



<基準価額が下落した場合>



*1「グローバル債券マザーファンド」に相当します。
 *2「野村短期日本国債マザーファンド」に相当します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- 実質組入外貨建資産については、マザーファンドにおいて為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とし、ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産に直接投資をした場合は、原則として、ファンドで為替ヘッジを行なうことを基本とします。

- ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約^{※1}を、委託会社と受託会社が契約提供会社^{※2}と結ぶことで損失限定を図ります^{※3}。

※1 ファンドが投資する資産の下落などにより、契約により支払われるべき金額考慮前の基準価額がストップラインを下回ることとなった場合に、定められた規定に基づき基準価額をストップライン水準とするのに必要な金額がファンドに支払われる契約です。

※2 2023年8月10日現在、契約提供会社は、クレディ・スイス・インターナショナルです。なお、契約提供会社は追加・変更となる場合があります。

※3 契約提供会社の経営破たん等により契約が履行されない場合には、基準価額がストップラインを下回る可能性があります。

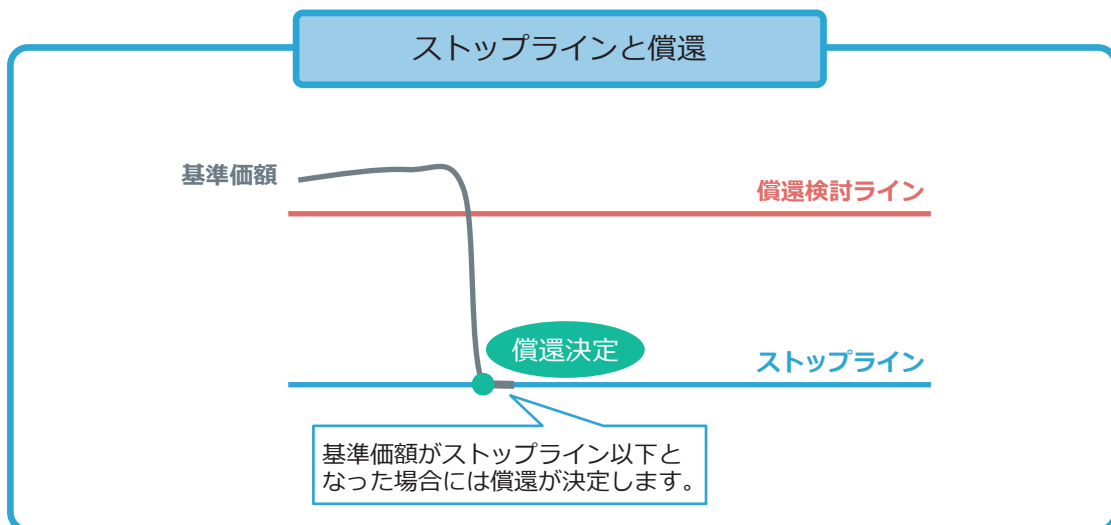
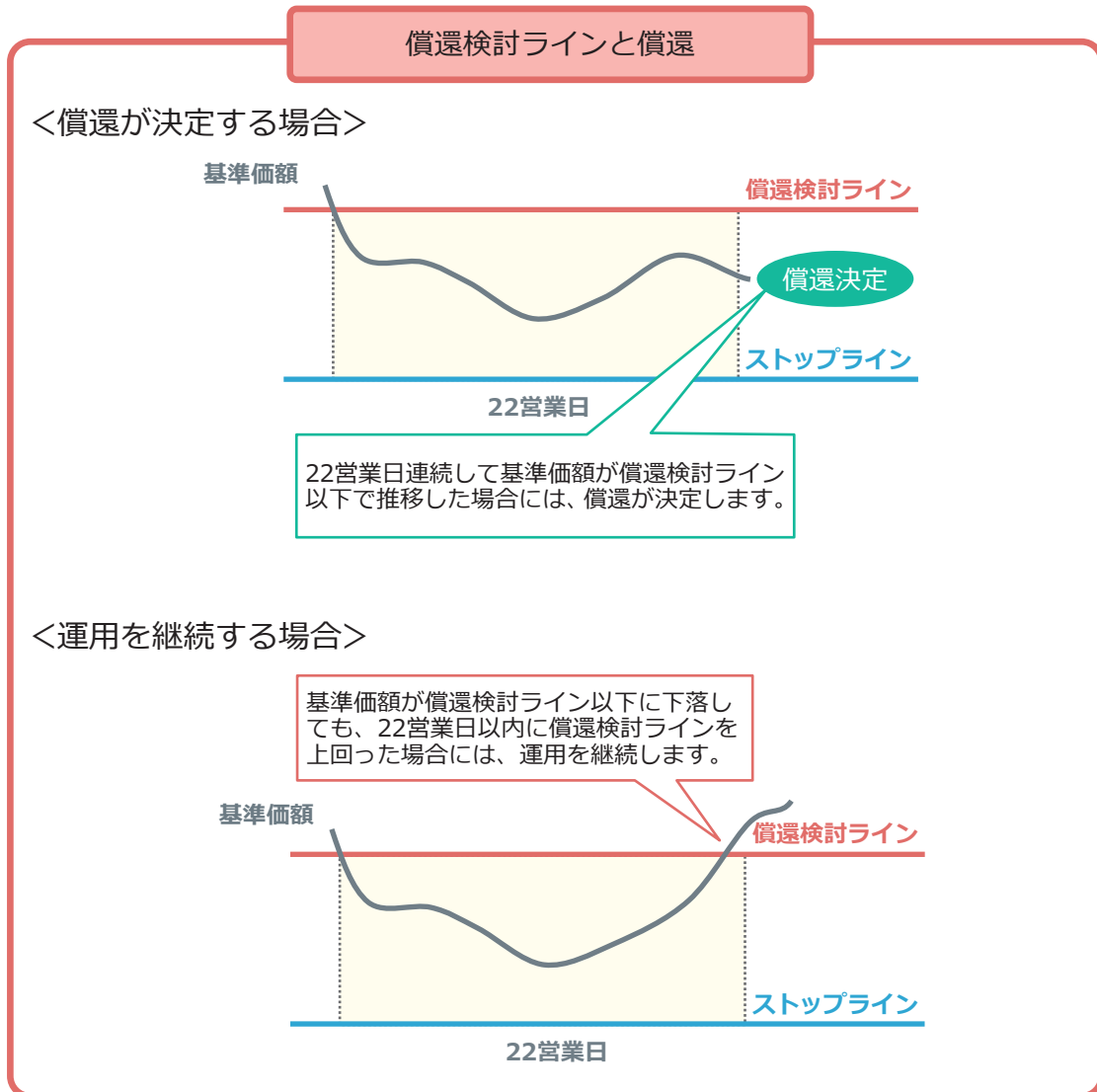
- ファンドの基準価額が22営業日連続してストップラインを上回る予め定められた水準（「償還検討ライン」と呼びます。）以下となった場合[※]、ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約を結ぶことができなくなった場合、あるいはファンドの基準価額がストップライン以下となった場合には繰上償還を行いません。

※基準価額の下落に伴い、「グローバル債券マザーファンド」への投資比率が低下すると、ファンドの期待リターンも低下するため、22営業日連続して基準価額が償還検討ライン以下で推移した場合には繰上償還を行いません。



ファンドの目的・特色

■ (参考) ストップラインと償還検討ラインのイメージ ■



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

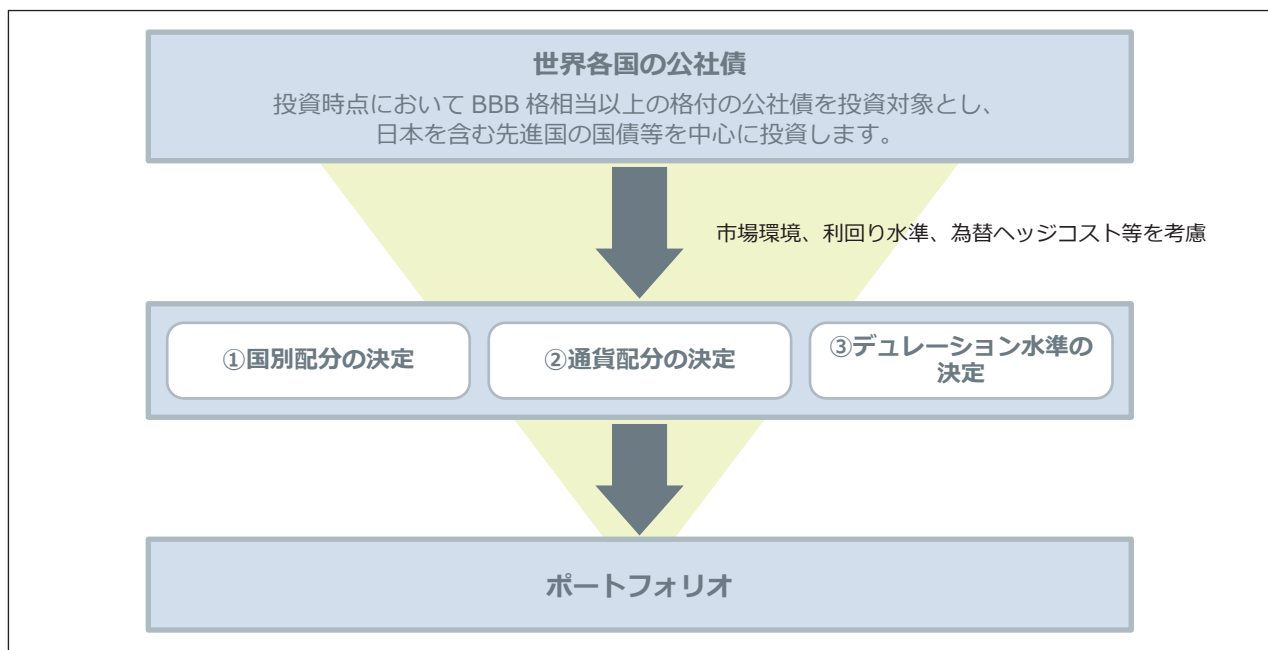


ファンドの目的・特色

「グローバル債券マザーファンド」について

- ・世界各国の公社債を主要投資対象とします。
- ・投資する公社債は、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有する公社債とし、日本を含む先進国の国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、地方債）を中心に投資します。
- ・市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案して国別配分、通貨配分、デュレーションの水準を決定し、ポートフォリオを構築します。なお、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～8年の範囲内で調整します。
- ・効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。
- ・円建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な円建資産の額）については、原則として信託財産の純資産総額の90%±10%程度に維持することを基本とします。

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

「野村短期日本国債マザーファンド」について

残存期間の短いわが国の国債等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限 り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、利子・配当等収益を中心に、原則として運用の効率性および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	<p>ファンドが投資対象とするグローバル債券マザーファンドでは、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、純資産総額の20%程度を上限として、投資する外貨建資産に対して為替ヘッジを行なわない場合がありますので為替変動リスクを完全に排除することを目指すものではありません。</p> <p>なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p>

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドでは、マイナス利回りの資産に実質的に投資を行なう場合があります。マイナス利回りの資産への投資は、ファンドの基準価額の下押し要因となります。



投資リスク

- ファンドにおける償還検討ラインは、ファンドの繰上償還の検討に用いる価額水準であり、ファンドの基準価額および償還価額が償還検討ラインを下回らないことを示唆あるいは保証するものではありません。債券売却の際に発生するコスト、債券の価格変動の影響等により、基準価額が22営業日連続して償還検討ライン以下となった日の翌営業日以降の基準価額および償還価額が、償還を決定した日の基準価額を下回る場合があります。
- ファンドでは、基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約を締結することで損失限定を図りますが、契約の相手方の倒産等により契約が履行されない場合には、基準価額および償還価額がストップラインを下回る可能性があります。
- ファンドの基準価額が22営業日連続して償還検討ライン以下で推移し、償還が決定した後もマイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- **パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- **運用リスクの管理**

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

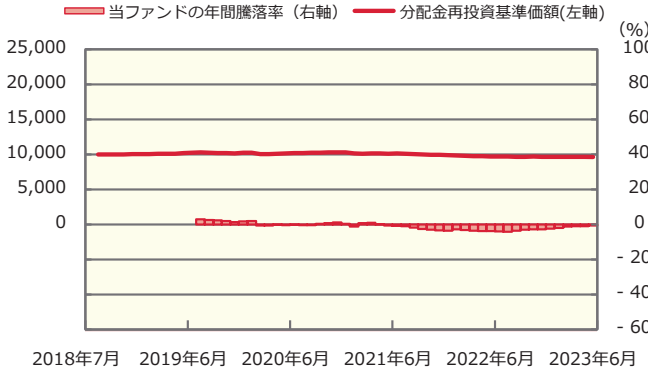
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



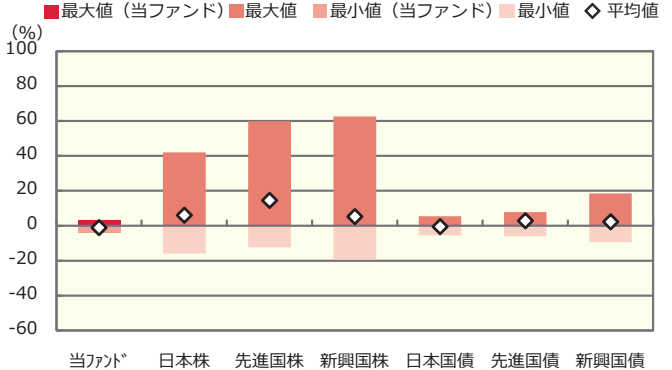
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2018年7月末～2023年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	2.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値 (%)	△ 4.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.0	6.0	14.5	5.3	△ 0.4	2.8	2.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2019年8月から2023年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年7月から2023年6月の5年間（当ファンドは2019年8月から2023年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

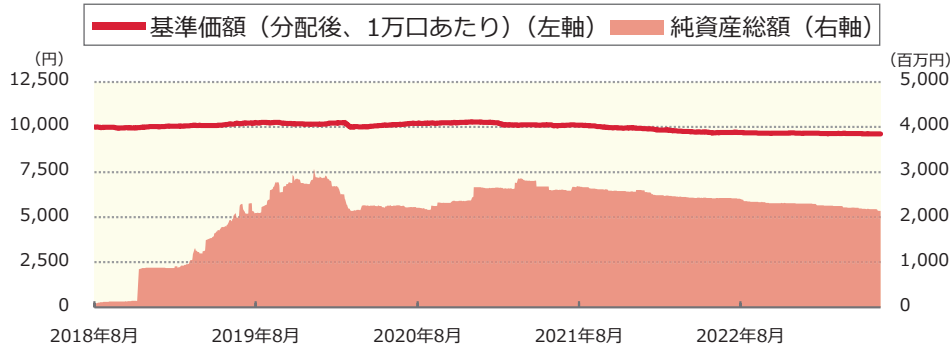
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持っており、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2023年6月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年5月	0 円
2022年5月	0 円
2021年5月	0 円
2020年5月	0 円
2019年5月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率(%)
グローバル債券マザーファンド	15.7
野村短期日本国債マザーファンド	83.0

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「グローバル債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	KOMMUNALBANKEN AS	特殊債券	1.4
2	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	特殊債券	1.2
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	1.1
4	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	1.1
5	BELGIUM KINGDOM	国債証券	0.8
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	0.7
8	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
9	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	0.5
10	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	0.5

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	オーストラリア	3.0
2	アメリカ	2.6
3	イタリア	1.6
4	メキシコ	1.1
5	スペイン	1.0

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

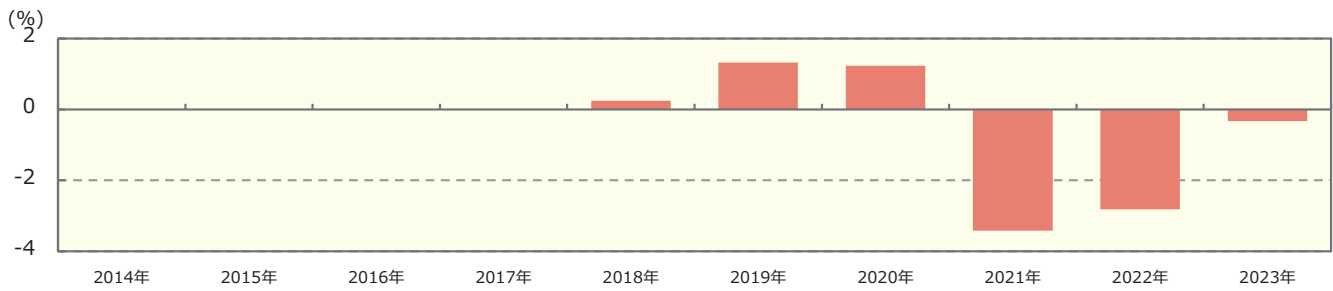
・「野村短期日本国債マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫短期証券 第1151回	国債証券	17.6
2	国庫短期証券 第1156回	国債証券	9.4
3	国庫短期証券 第1158回	国債証券	9.4
4	国庫短期証券 第1154回	国債証券	9.2
5	国庫短期証券 第1153回	国債証券	8.5
6	国庫短期証券 第1163回	国債証券	6.3
7	国庫短期証券 第1160回	国債証券	5.7
8	国庫短期証券 第1159回	国債証券	5.1
9	国庫短期証券 第1165回	国債証券	1.4
10	国庫短期証券 第1162回	国債証券	1.3



運用実績 (2023年6月30日現在)

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2018年は設定日（2018年8月17日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年8月11日から2024年8月9日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	スイッチングのお取り扱いのある販売会社では、「野村ワールドボンド・ファンド」の換金代金をもって当ファンドへのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨークの銀行」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2028年5月15日まで（2018年8月17日設定）
繰上償還	<ul style="list-style-type: none">・基準価額が22営業日連続して償還検討ライン以下となった場合は償還となります。・基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約を結ぶことができなくなった場合は償還となります。・基準価額がストップライン以下となった場合は償還となります。・受益権口数が30億口を下回った場合等は償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）
信託金の限度額	8000億円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 *上記は2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取り扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																														
購入時手数料	ありません																													
信託財産留保額	ありません																													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																														
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率およびその配分は期間に応じて下記の通りとします。</p> <p>①2018年9月6日以降（②が適用になった場合はその前日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託報酬率は、毎月第3営業日の翌日（「信託報酬切替日」といいます。）に、信託報酬切替日の前月末時点におけるグローバル債券マザーファンドへの投資比率に応じて、年1.023%（税抜年0.93%）以内の率に切り替えます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>グローバル債券マザーファンドへの投資比率</th> <th>30%未満</th> <th>30%以上 50%未満</th> <th>50%以上 80%未満</th> <th>80%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率</td> <td>年0.143% (税抜年0.13%)</td> <td>年0.473% (税抜年0.43%)</td> <td>年0.803% (税抜年0.73%)</td> <td>年1.023% (税抜年0.93%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分(税抜) 内容</td> <td>委託会社</td> <td>年0.05%</td> <td>年0.20%</td> <td>年0.35%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.05%</td> <td>年0.20%</td> <td>年0.35%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②ファンドの基準価額がストップライン以下となり、ファンドの繰上償還が決定した日の翌日以降 信託報酬率は年0.066%（税抜年0.06%）以内の率とし、その配分は下記の通りです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>信託報酬率の総額の45%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>信託報酬率の総額の45%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>信託報酬率の総額の10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ファンドの基準価額がストップライン以下となりファンドの繰上償還が決定した日のファンドの基準価額算出に用いたコールレートが、0.12%未満の場合の信託報酬率は、当該コールレートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該信託報酬率はマイナスの率とはならないこととします。</p> <p>(注)2023年6月末現在の信託報酬率は年0.143%（税抜年0.13%）となっております。</p>	グローバル債券マザーファンドへの投資比率	30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	信託報酬率	年0.143% (税抜年0.13%)	年0.473% (税抜年0.43%)	年0.803% (税抜年0.73%)	年1.023% (税抜年0.93%)	支払先の配分(税抜) 内容	委託会社	年0.05%	年0.20%	年0.35%	販売会社	年0.05%	年0.20%	年0.35%	受託会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%	委託会社	信託報酬率の総額の45%	販売会社	信託報酬率の総額の45%	受託会社	信託報酬率の総額の10%
	グローバル債券マザーファンドへの投資比率	30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上																									
	信託報酬率	年0.143% (税抜年0.13%)	年0.473% (税抜年0.43%)	年0.803% (税抜年0.73%)	年1.023% (税抜年0.93%)																									
	支払先の配分(税抜) 内容	委託会社	年0.05%	年0.20%	年0.35%																									
		販売会社	年0.05%	年0.20%	年0.35%																									
		受託会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%																									
	委託会社	信託報酬率の総額の45%																												
	販売会社	信託報酬率の総額の45%																												
	受託会社	信託報酬率の総額の10%																												



手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>◆契約の費用（2023年8月10日現在）</p> <p>ファンドは、ファンドの基準価額がストップラインを下回らないことを目的とした契約をクレディ・スイス・インターナショナルと締結しております。</p> <p>当契約の対価として、ファンドの純資産総額に対し、年0.19%*を乗じて得た額が日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドからクレディ・スイス・インターナショナルへ支払われることとなります。</p> <p>※契約の更新、契約提供会社の追加・変更等により変更となる場合があります。</p> <p>（注）運用管理費用（信託報酬）の最大値にファンドが締結する契約の費用を加えた費用は年1.213%（税込）となります。</p>
	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*上記は2023年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年6月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

